

～クーリング・オフ 解答～

	クーリング・オフできる？	○×どっち？	クーリング・オフができない時も多くあります。 「契約は慎重に！」	販売方法
1	お店でマッサージチェアを買った	×	自分の意思で自由にお店を選び、商品を選べた状況ではクーリング・オフはできません。返品交換はお店のサービスの一環です。返品交換ができることが当たり前ではありません。	店舗購入
2	ネットショッピングでカバンを買った	×	自分の意思で自由に選べたのでクーリング・オフはできません。業者の返品規定などがあれば、それに従うことになります。（記載がない場合、送料負担で8日間はできますが、ほとんど書いてあります）	通信販売
3	催眠商法で羽毛布団を買った	○	催眠商法とは、契約締結の勧誘目的を告げず、「無料の物を配る」等と言ってお客さんを部屋に集め、高額な商品売りつけることです。	アポイントメント商法（訪問販売）
4	訪問販売で2,900円の植物を買った	×	クーリング・オフは3,000円未満の現金取引で商品の受け取りと支払いが完了している場合は適用されません。	訪問販売
5	新聞の折り込みチラシを見て、ハガキで申し込んだ補聴器	×	自分の意思で自由に選べるのでクーリング・オフはできません。業者の返品規定などがあれば、それに従うことになります。（記載がない場合、送料負担で8日間はできますが、ほとんど書いてあります）	通信販売
6	訪問販売の業者に勧められ床下工事をした。契約日から7日が経ち、工事も終わっている。	○	契約書を受領してから8日以内なので、工事が終わっていてもクーリング・オフできます。支払ったお金の返還を請求でき、すでに工事が終わっていても元の状態に戻してもらうことも要求できます。適法な契約書面ではなかったら期限を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。	訪問販売
7	ネットでお試し価格の550円で健康食品を買った。1回だけのつもりが翌月も届いた。	×	トラブル増加中！自分の意思で自由に選べたのでクーリング・オフはできません。業者が表示していた規定に従うことになります。（購入回数・解約方法など）注文する前に業者の表示をしっかりと見ることが重要です。	通信販売
8	電話で勧誘され、健康食品を10箱買った。届いたうちの1箱を開封したが返品したい。	○	業者からの突然の勧誘で契約したものはクーリング・オフできます。ですが健康食品や化粧品・配置薬など法律で指定された消耗品は使った分だけは支払う義務があります。未開封の物はクーリング・オフできます。	電話勧誘販売
9	9日前、突然、不用になったものを買取ると業者が家に来た。指輪を渡したが返してほしい。	×	契約してから8日間を過ぎているのでクーリング・オフはできません。しかし、適法な契約書面をもらっていない場合でもクーリング・オフができます。事業者名や住所をしっかりと確認しましょう！（しかしながら、突然、家に訪問購入に来ること、それが既に違法で、怪しい業者の可能性が高いです）	訪問購入
10	結婚相手紹介サービスを5万円で契約した。契約期間は1年間。	○	エステティック・美容医療は契約期間が1ヶ月を超え・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスは2ヶ月を超えるもので、契約金額が5万円を超えるものはクーリング・オフができます。解約金を払えば途中解約もできます。	特定継続的役務提供

※印→店舗や通信販売での購入は、自分の意思で自由にお店や商品を選べるので、クーリング・オフの適用はありません。（勧誘を受け店舗に行った場合は除外）

◆クーリング・オフの方法は、契約書を受領した日を含めて8日以内（連鎖販売取引と業務提供誘因販売取引は20日以内）に契約解除の意思をハガキやメール等で通知します。ハガキの場合は、「特定記録郵便」や「簡易書留」で出します。期間内に相手方に到着しなくても、出した日が期間内であれば効力が発生します。メール等で送る場合は、契約書にクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されていないか確認しましょう。